

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-14	かばん又は携帯用袋物、箱型

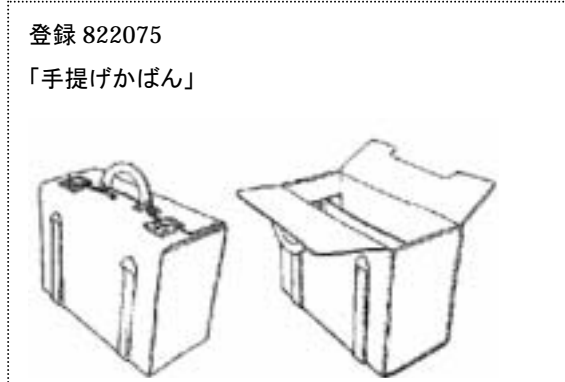
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1F	一	かばん又は携帯用袋物(箱型)
B4-1FA	一	かばん又は携帯用袋物(箱、薄型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F2-714	情報記録媒体整理保管具(テープマガジン収納ケース)
B7-020	化粧用具入れ
F2-7441	携帯用書類袋

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
かばん	手提かばん	肩掛けかばん
トランク	スーツケース	ギャジツバッグ
カメラバッグ	化粧バッグ	

定義
 提げ手がついて、本体と蓋体とに分かれる略箱型のかばん。箱型とは多少の外力によって、本体が変形しないものをいう。布製のものであっても本体形状が変形しないものを含む。主として、アタッシュケース、スーツケース、化粧バッグ(箱型)、カメラバッグ(箱型)等を分類する。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

注1:テープマガジン収納ケースのうち、仕切のないかばん状のもの(手提げボックス型)はB4-14へ

過去に分類した物品の名称		